

目次

ご案内

新年のあいさつ（県知事）	2
いばらき労働相談センターのご案内	3
仕事と生活の調和推進計画のご案内	4
働き方改革優良企業認定制度のご案内	5～6
茨城県障害者技能競技大会を開催しました	7
現代の名工受賞者の紹介	8

募集

「元気いばらき就職面接会（土浦会場）」を実施します	9
いばらき女性活躍推進会議会員募集	10～11

お知らせ

[労働局から]	
労働保険料の口座振替について	12
茨城県特定（産業別）最低賃金の改正決定	13
令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります	14
令和3年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用されます	15～16
改正高齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます	17
コロナに負けず推進中！雇用機会の拡大を図ろう大作戦	18
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	19～20



新 年 あ い さ つ

茨城県知事 大井川 和彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

今なお、新型コロナウイルス感染症の流行により国内外が未曾有の危機に直面する状況が続いております。医療現場の皆様をはじめ、多くの方々の献身的なご努力、県民の皆様の感染症対策へのご理解ご協力に対し、改めて感謝申し上げます。

感染状況は刻々と変化しておりますが、引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、感染対策の徹底と医療提供体制の確保、県民生活および県内産業への支援などにスピード感をもって全力で取り組んでまいります。

さて、人口減少や少子高齢化など社会情勢が急速に変化する中、私は、「これからの10年間」が極めて重要との強い思いのもと、一貫して「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の三つの基本姿勢を県庁全体で共有しながら、困難な政策課題にも明確な目標を設定し、躊躇せず取り組んでまいりました。

その結果、最も重要な施策の一つと位置付けた医師確保は目標数達成の見通しが立つとともに、企業誘致は2年連続全国トップの実績を上げ、農産物の輸出額は3年間で5倍に拡大いたしました。

最新の平成29年度県民経済計算の推計結果においては、名目・実質の経済成長率が全国第1位となり、民間調査による都道府県電子化推進度ランキングも全国第1位、さらに長年最下位だった魅力度ランキングは全国第42位となり全国的に大きな話題となったところです。

多くの挑戦により結果を出し、「茨城県はやればできる！」といった潜在能力の高さが証明され、本県に対する評価は着実に変わってきていると思っております。

本年は「飛躍」の一年であります。

新型コロナウイルスの影響によって、社会情勢や人々の価値観が大きく変わる変革期にこそ、これまで培ってきたチャレンジ精神が活かされるものと考えております。

感染症対策と社会経済活動の両立にしっかりと取り組みながら、東京オリンピック・パラリンピックなどを契機に茨城の魅力を世界に発信するとともに、デジタル社会の構築や力強い産業の創出、教育環境の充実、次世代を担う人財の育成など、未来への投資につながる施策に積極的に取り組みます。

茨城の未来のために、ウィズコロナ・ポストコロナの時代において、前例踏襲・横並びではなく、自ら未来を切り拓ける新しい茨城づくりに、県民の皆様とともに、果敢に挑戦してまいりますので、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

皆様にとりまして、本年が実り多き素晴らしい一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

いばらき労働相談センター出張相談会のご案内

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）あてお問い合わせください（事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能）。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日:9:00～19:00(相談受付は18:30まで)
第2・第4土曜日:9:00～15:00(相談受付は14:30まで)
※日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

・出張相談会の開催スケジュール 【相談時間:各日10時から16時】

日にち		会場	
令和3年 1月	6日 (水)	県南生涯学習センター(土浦市)	小講座室2
	7日 (木)	日立市役所	本庁舎5階502号会議室
	12日 (火)	つくば市役所	本庁舎3階会議室302
	14日 (木)	筑西市役所	本庁舎3階303会議室
	19日 (火)	常陸太田市役所	本庁舎2階201会議室
	21日 (木)	鹿嶋勤労文化会館	会議室1
	26日 (火)	県南生涯学習センター(土浦市)	小講座室2
	28日 (木)	取手市役所	議会棟第3委員会室
令和3年 2月	2日 (火)	つくば市役所	本庁舎5階ミーティング室
	4日 (木)	日立市役所	本庁舎5階502号会議室
	9日 (火)	石岡市役所	本庁舎1階103会議室
	10日 (水)	鹿嶋勤労文化会館	会議室1
	16日 (火)	県南生涯学習センター(土浦市)	小講座室2
	18日 (木)	筑西市役所	本庁舎3階303会議室
	24日 (水)	つくば市役所	本庁舎3階会議室302
	25日 (木)	取手市役所	議会棟第3委員会室

仕事と生活の調和推進計画 を策定しましょう

～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～

茨城県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿（令和3・4年度資格者名簿分）作成の際の加点項目となるほか、商工中金の「いばらき働き方改革・子育て応援ローン」を利用することができます。

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。

（様式と計画の記入例を掲載しています）



働き方改革優良企業認定制度のご案内

茨城県では、すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組む企業、取組が優れた企業を認定する制度を新たに創設いたしました。

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍などの働き方改革に取り組む企業が、人材を確保しやすい環境となるよう支援します。認定の流れや申請方法など、詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。

優良企業の認定を受けて、会社の魅力を広くアピールしましょう。

認定のメリット

- 茨城県の求人情報サイトの特集ページに「働き方改革優良企業」として掲載され、**貴社の魅力を県内外に広くアピール**できます。
- 働き方優良認定企業であることをホームページや採用ページ、求人票等で積極的にアピールいただくことで、**人材確保・人材定着の促進**が期待できます。

問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話：029 - 301 - 3635 FAX：029 - 301 - 3649

E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

HP: <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html>

茨城県 働き方改革 で検索！



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

■ **受付期間**：通年 ※認定は、随時行います。

■ **対象要件**：

- ・茨城県内に本社又は本店を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「仕事と生活の調和推進計画」への届出及び「いばらき女性活躍推進会議」への会員登録がなされていること

推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取り組みを行っている企業

【メリット】

- ・県から働き方改革に関する情報を提供します。
- ・県のホームページで推進企業として公表します。

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】

- ・県が運営する求人サイト「いい顔で働こう。いばらきの求人」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス！

認定の流れ

- 「仕事と生活の調和推進計画」の届出 及び「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録
※詳細は、「申請方法」に記載の県労働政策課ホームページをご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付
※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を県ホームページ等で公表

①：認定企業の名称、所在地、代表者役職氏名 ②：働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。

※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

申請方法

- 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。 ※詳しくは、県労働政策課ホームページをご覧ください。

- ①：茨城県働き方改革優良(推進)企業認定申請書（様式第1号）
- ②：茨城県働き方改革優良(推進)企業認定基準達成状況表（様式第2号）
- ③：誓約書（様式第3号）

- 申請書は、県労働政策課ホームページ（下記URL）よりダウンロードしてください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/nintei.html>

「茨城県 働き方改革優良企業」で検索！

※「仕事と生活の調和推進計画」の届出及び「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。



提出先・問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635

FAX/029-301-3649

E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

第49回茨城県障害者技能競技大会(アビリンピック県大会)を開催しました

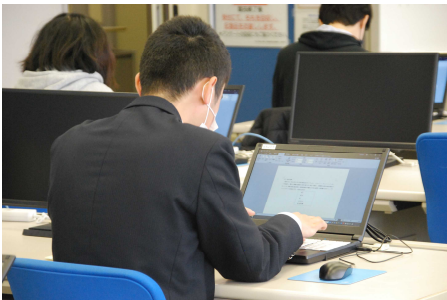
この大会は、障害のある方が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

大会では、各種目において日ごろの練習の成果が十分に発揮され、ハイレベルな大会となりました。

開催日	令和2年12月5日(土)、6日(日)
主催	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部、茨城県
後援	茨城労働局、株式会社茨城新聞社
競技会場	茨城県職業人材育成センター(水戸市水府町 864-4)
競技種目	ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、縫製、木工、喫茶サービス、パソコンデータ入力、オフィスアシスタント【7種目】
参加者数	82名

【お問い合わせ】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 高齢・障害者業務課
(TEL:029-300-1215)

競技の様子



ワード・プロセッサ



ビルクリーニング



縫製



木工



喫茶サービス



オフィスアシスタント

「現代の名工」 5名受賞！

産業各分野の卓越した技能者（現代の名工）に、本県からは5名の技能者が選ばれ、厚生労働大臣の表彰を受けました。

現代の名工となられた皆さんは、長年にわたる技能の研鑽が評価されたもので、現在、各分野でご活躍されております。

(五十音順)

氏名	職種	所属
安藤 賢一	光学機械器具調整工	(株)ニコン水戸製作所
柏口 康治	製かん工	三菱パワー(株)日立工場
柴 正義	広告美術工	(有)シバサイン
飛田 幸男	造園工等	(株)植幸
増子 衛	フライス盤工	(株)日立ハイテク那珂地区

「元気いばらき就職面接会(土浦会場)」を開催します。

若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和3年1月21日(木)
13:30~15:30(受付13:00~)
- 2 会場 県土浦合同庁舎 本庁舎3階 第1会議室
(土浦市真鍋5丁目17番26号)
- 3 対象求職者 若者や離職され再就職を目指す方などで求職中の方
学生や就職氷河期世代の方も歓迎!
- 4 参加事業所 県内に本社又は就業場所がある事業所 18社
- 5 ホームページ
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r1genki.html>



【問い合わせ先】

産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL: 029-301-3645

いばらき女性活躍推進会議

女性活躍に取り組む

会員企業を募集します！

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍
推進会議

(推進会議ロゴマーク)

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって男女が多様な働き方を実現できる環境づくりを進めています。

女性はもちろん男性もいきいきと働き、ともに活躍する活力ある茨城の実現をめざし「いばらき女性活躍推進会議」を設立しました。

推進会議では、この会議の設立趣旨に賛同していただける企業を募集しています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 企業が抱える女性活躍推進についての課題解決のヒントとなる各種講演会、研修会 等についてご案内いたします。
- 会議のロゴマークを活用することでイメージアップにつながります。
- 県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を支援します。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649

Mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

(労働政策課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/joseikatsuyaku.html>



いばらき女性活躍推進会議 会員募集のご案内 (会費無料)

いばらき女性活躍推進会議では、設立趣旨をご理解いただき本会にご参加いただける会員を募集しております。

趣旨に賛同し、加入を希望される方は、本書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにて、下記の事務局にお送りください。

●基本情報

団体／企業名 (名簿に記載されます)	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業
	<input type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 運輸業	<input type="checkbox"/> 卸売、小売業	<input type="checkbox"/> 金融・保険業
	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業	<input type="checkbox"/> 医療、福祉	<input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属／氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-Mail	TEL	FAX	E-Mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (令和 年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (令和 年 月時点)
男性社員の育児休業・休暇等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業取得者の割合 (育児休業等を取得した男性社員÷配偶者が出産した男性社員)	% (令和 年 月時点) (人中 人)

※1 記入された内容（所在地、担当者名、連絡先は除く）は、原則としてHP上に公開します。

※2 記入された内容について、事務局より確認のお電話をさせていただくことがございます。

※3 「見える化」項目については、最新の情報を年に1回ご報告ください。

■企業情報および個人情報の取扱について

※本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、公表する項目を除き、本会議に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

事務局 いばらき女性活躍推進会議事務局（茨城県産業戦略部労働政策課 茨城県水戸市笠原町978-6）
FAX 029-301-3649 ☎ 029-301-3635 E-Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp
※この様式は、茨城県労働政策課のホームページから、ダウンロードすることもできます。

事業主の皆様へ 労働保険料の納付は口座振替が便利です。

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

『口座振替による納付』のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ② 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
	↓	↓	↓
口座振替による納付日 (引き落とし日)	<u>9月6日</u>	<u>11月14日</u>	<u>2月14日</u>
	↓	↓	↓
ゆとり日数	<u>58日</u>	<u>14日</u>	<u>14日</u>

※令和2年度は、納期限が変更となっています。

かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

- ① **申込用紙を入手**（申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。）
 - お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
 - 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

- ② **金融機関の窓口へ提出**

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください

<各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第1期	申込締切日 2月25日							口座振替 納付日 9月6日					
第2期						申込締切日 8月14日				口座振替 納付日 11月14日			
第3期									申込締切日 10月11日				口座振替 納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

- ③ **引き落とし前後には、ハガキでお知らせします**

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する内容や不明な点は、茨城労働局労働保険徴収室（TEL029-224-6213）または、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日	適用範囲
茨城県最低賃金	851	令和2.10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

II 特定(産業別)最低賃金 (件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日	適用範囲
鉄鋼業	945	令和2.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	907	令和2.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、織機機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は随いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	904	令和2.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2) 医療用機械器具・医療用品製造業 (3) 光学機械器具・レンズ製造業 (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5) 電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6) 情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7) 時計・同部分品製造業 (8) (1)。(2)。(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は随いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	874	令和2.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

III 注意

- 最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- 地域別最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者と、その使用者に適用されます。
- 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
 - 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - 精進手当、通勤手当、家族手当
- 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。 月給額 × 12か月 ÷ 年間総労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

この記事に関するお問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室(029-224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の実業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

中小企業事業主の皆さま！

同一労働同一賃金の対応はお済みですか？

令和3年4月1日から、パートタイム・有期雇用労働法が適用されます！
正社員と非正規社員の間不合理な待遇差が禁止されています！

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）**、パートタイム・有期雇用労働指針が令和2年4月1日より施行されています。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

【中小企業の範囲とは？】

①「資本金の額または出資の総額」と②「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する労働者の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(サービス業、医療・福祉等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種(製造業、建設業、運輸業等上記以外全て)	3億円以下	300人以下

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

均衡待遇規定<法第8条>

(不合理な待遇差の禁止)

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定<法第9条>

(差別的取扱いの禁止)

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

① 均衡待遇規定について、個々の待遇^{※3}ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条>

※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

② 均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>

③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン（指針）**を策定。<法第15条>

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎ ①	△ → ○ + 労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○ ②	× → ○ + 労使協定
ガイドライン（指針）	× → ○	× → ○ ③	× → ○

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)
特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)
精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、

取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

**65歳までの雇用確保
(義務)**



**70歳までの就業確保
(努力義務)**

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、**再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加**されます。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤の**いずれか**の措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

コロナに負けず推進中！雇用機会の拡大を図ろう大作戦

共通イベント 日程

●障害者の面接ポイントセミナー

＜障害者の採用面接における聞き取りポイントや対応について＞

【水戸会場】茨城県職業人材育成センター（水戸市水府町864-4）

令和3年1月28日（木） 13：30～15：00（受付13：00～）

【土浦会場】ハローワーク土浦 3F 大会議室（土浦市穴塚1838）

令和3年1月26日（火） 13：30～15：00（受付13：00～）

●高等特別支援学校見学会&雇用促進セミナー

＜生徒の実習や寄宿舎の見学、障害者雇用の状況や行政の施策の説明＞

【茨城県立水戸高等特別支援学校】水戸市下大野町6212

令和3年1月19日（火） 13：30～16：30（受付13：00～）

●精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

＜精神・発達障害者と一緒に働くための、基本的な知識や対応方法のコツ等を知る＞

【水戸会場】茨城県水戸合同庁舎（水戸市柵町1-3-1）

令和3年2月18日（木） 13：30～15：00（受付13：00～）

【土浦会場】ハローワーク土浦 3F 大会議室（土浦市穴塚1838）

令和3年2月 9日（火） 13：30～15：00（受付13：00～）

●障害者雇用促進セミナー

＜障害者雇用の状況、行政の施策、助成金、障害者雇用の進め方説明＞

【水戸会場】ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）

令和3年2月25日（木） 13：30～15：00（受付13：00～）

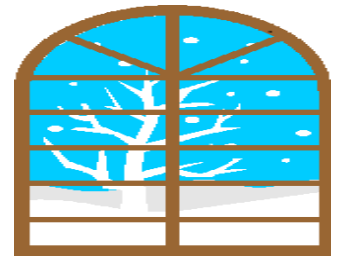
【土浦会場】ハローワーク土浦 3F 大会議室（土浦市穴塚1838）

令和3年2月26日（金） 13：30～15：00（受付13：00～）

なお、各ハローワークにて、「ミニ面接会」の実施を検討しております。

労働委員会の窓から

令和2年 10月1日～令和2年 11月30日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。



今期の事件の状況



● 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てが1件ありました。係属中の事件は4件です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容
R 2 (不) 第2号事件	電気・ガス業	R 2. 11. 16 労働組合 個人1名	1 懲戒処分 of 撤回 2 申立人に対する支配介入の禁止 3 誠実な団体交渉 4 謝罪文の交付及び掲示

● 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。

● 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。



第47期労働委員会委員が任命されました。

(任期:令和2年12月1日~令和4年11月30日)



区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ <small>きじま ちかお</small> 木島 千華夫	弁護士	再任 5期
	○ <small>かめだ てつや</small> 亀田 哲也	弁護士	再任 2期
	<small>よしだ つとむ</small> 吉田 勉	常磐大学総合政策学部教授	再任 2期
	<small>いしかわ かずひろ</small> 石川 和宏	元茨城県労働委員会事務局長	新任
	<small>ごとう れいこ</small> 後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授	新任
労働者委員	<small>うちやま ゆたか</small> 内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	再任 3期
	<small>あかざわ よしあき</small> 赤澤 義明	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長	再任 4期
	<small>よしだ ゆたか</small> 吉田 豊	茨城県教職員組合顧問	再任 3期
	<small>たかぎ ひでみ</small> 高木 英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長	再任 3期
	<small>すがわら やすひろ</small> 菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長	新任
使用者委員	<small>やすだ ひとし</small> 安田 仁四	(一社)茨城県経営者協会人事労務相談室長	再任 5期
	<small>さわはた しんじ</small> 澤畑 慎志	(一社)茨城県経営者協会副会長	再任 3期
	<small>そね とおる</small> 曾根 徹	(株)日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO 兼日立事業所事業所長	再任 3期
	<small>なまい よしお</small> 生井 義雄	(株)カスミ常勤監査役	再任 2期
	<small>よしはら ゆうじ</small> 吉原 祐二	(株)ケースホールディングス取締役上席執行役員管理本部長	新任

(氏名欄の◎：会長，○：会長代理)



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)
 E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudou/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～



今年もよろしく
お願い致します。

茨城労働 Seed

1月号 第721号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

令和3年1月発行 TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>